



平成20年 2月29日

各 位

会 社 名 高橋カーテンウォール工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 高橋 武治  
(JASDAQ・コード1994)  
問合せ先  
役職・氏名 取締役管理部長 影山信博  
電話 03-3271-1711

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年 2月29日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成20年 3月28日開催予定の第43期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

平成21年1月1日を効力発行日とする会社分割による持株会社化に伴い、現行定款の一部を次の変更案のとおり改める。

#### 2. 定款変更の内容

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(商 号) 第1条 当社は、 <u>高橋カーテンウォール工業株式会社</u> と称し、英文では <u>TAKAHASHI CURTAIN WALL CORPORATION</u> と表示する。	(商 号) 第1条 当社は、 <u>高橋ホールディング株式会社</u> と称し、英文では <u>TAKAHASHI HOLDING CORPORATION</u> と表示する。
(目 的) 第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。	(目 的) 第2条 当社は、下記の事業を営むこと、 <u>ならびに次の業務を営む会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること</u> を目的とする。

現 行 定 款	変 更 案
(1) 建築土木資材の製造及び販売 (2) 土木建築請負業 (3) 不動産の賃貸並びに管理に関する業務 (4) 建築工事の企画、設計、監理及びコンサルティング (5) 前各号に附帯する一切の業務	(1) 建築土木資材の製造及び販売 (2) 土木建築請負業 (3) 不動産の賃貸並びに管理に関する業務 (4) 建築工事の企画、設計、監理及びコンサルティング (5) 前各号に附帯する一切の業務 <u>(附 則)</u> <u>第1条(商号)および第2条(目的)の変更は、平成21年1月1日より効力を生ずる。なお、本附則は各条の効力が発生した後、これを削除するものとする。</u>

3. 日程

第43期定時株主総会開催日 平成20年3月28日

以 上